

秋田県条件付き一般競争入札公告（総合評価落札方式） 新旧対照表

秋田県条件付き一般競争入札公告（総合評価落札方式）の一部を次のとおり改正する。

新	旧
<p>8 技術資料の審査 (1)～(3) 略 <u>(4) 契約担当者は、入札者が1者であつた場合は、技術資料の審査を省略することができるものとし、その場合は、入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点をもって第1位の者とする。</u></p> <p>9 落札者の決定方法 ※簡易型、簡易型（Ⅱ型）の場合 (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、技術資料の審査後の総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。この場合において、総合評価点が最も高い者が2者以上であるときは、電子入札運用基準第16に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。<u>なお、入札者が1者であつた場合は、8（4）に基づく第1位の者を落札候補者とする。</u></p>	<p>8 技術資料の審査 (1)～(3) 略</p> <p>9 落札者の決定方法 ※簡易型、簡易型（Ⅱ型）の場合 (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、技術資料の審査後の総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。この場合において、総合評価点が最も高い者が2者以上であるときは、電子入札運用基準第16に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。 _____ _____ _____</p>

附 則

- 1 令和5年5月1日以降に入札公告を行う建設工事について適用する。